

### 裁判員経験者との意見交換会要旨

1	裁判所名	大分 地方裁判所
2	開催日時	平成 25 年 3 月 5 日 午後 2 時 00 分 ~ 平成 25 年 3 月 5 日 午後 4 時 10 分
3	参加した 裁判員経験者の人数	7 人
4	参加した 裁判官等の氏名	裁判官 開 發 礼 子(大分地方裁判所刑事部裁判官) 検察官 田 中 宏 明(大分地方検察庁次席検事) 弁護士 宇 都 宮 妙(大分県弁護士会所属弁護士) 司会者 真 鍋 秀 永(大分地方裁判所刑事部部総括裁判官)
5	話題事項・テーマ等	1. 裁判員裁判に参加しての全般的な感想・意見 2. 選任手続に関する質問 3. 審理に関する質問 4. 評議及び判決に関する質問 5. 守秘義務に関する質問 6. これから裁判員とされる方へのメッセージ
6	裁判員経験者の発言要旨	別添「意見交換会の議事内容等」のとおり
7	その他参考となる事項	今回の意見交換会においては、具体的な個々の事件の内容に即した意見を伺うこととし、記憶喚起をしていただくために、それぞれの参加者が担当した個別の事件メモ等を作成し、参加者に対し事前に配布し、交換会終了後に回収した。

※ 7「その他参考となる事項」欄には、意見交換会を実施するに当たり工夫・配慮した事項や、改善等を要すると思われる事項等があれば、それを記入

## 意見交換会の議事内容等

### 1 司会者による意見交換会の進行方法の説明

**司会者：**それでは、意見交換会を始めさせていただきます。

裁判員経験者の皆様には、お忙しい中、この会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

裁判員制度の施行から4年近くが経過しました。その間、この大分でも既に40名を超える被告人について裁判員裁判が実施され、そのために970名ほどの方に裁判員候補者として裁判所にお越しいただき、210名を超える方が裁判員に、70名近くの方が補充裁判員になられるなど、多数の県民の皆様の御協力をいただいております。

昨年末には、最高裁判所において制度がスタートしてから3年間のデータを基に、裁判員裁判実施状況の検証報告書というものがまとめられました。その中で裁判員裁判がこれまで比較的順調に運営されているという認識が示されるとともに、これを支えてきたのは、参加していただいた国民の方々の誠実さ、公的な機会への参加意識の高さ、知的関心と理解力の高さであるとの指摘がされております。これらは私どもが日々、事件を通じて感じているところと同様でありますし、深く感謝をしているところでもあります。参加していただいた国民の皆様のそういった能力の高さに甘えることなく、私たち法律家としてもこの制度をより良いものとしていき、これからますます多くの皆様に安心して裁判員裁判に御参加いただけるよう、これまでの在り方を見直していく必要を感じております。

本日の意見交換会は、より良い裁判員裁判の構築のために、実際に裁判員を経験された皆様から御意見御感想を伺う、そのための機会でありますから、どうぞ遠慮なく、率直なところをお話しいただければ有り難いと考えております。

## 2 裁判員経験者による概括的な感想

**司会者：**それでは、意見交換に移らせていただきます。

本日、御参加いただきました皆様は昨年7月から12月に実施された裁判に御参加いただいた方々ということになります。判決から短い方でも3箇月近く、長い方では既に8箇月近くがたちましたが、この時期に改めて御自身が関与された事件のこと、手続のことなどを振り返ってみて、全般的な感想などをお聞かせ願えればと思います。その際に、実際に裁判に参加をした前後で何か裁判に対する印象などについて変わったというようなところがあれば、併せてお話しいただければと思います。

それでは、1番の方から順にお願いします。

**裁判員経験者1：**とにかく裁判員裁判に関する最初の印象は、六法全書と同じようなもので、堅苦しいという認識といますか、先入観を抱いていたものから、果たして自分でどの程度のものができるんだろうというクエスチョンマークが最初からありました。

しかも、70歳以上の者が辞退できるということでもあり、体力的にもかなり厳しいのかな、高齢の者は避けたほうがいいのかなどという、そういう気持ちにもなっていましたけれど、せっかくなので、一つ経験してみようかという形で参加しました。

しかし、実際は自分が思っていたほど堅苦しいものでもなかったし、それ以後マスコミなどで目にする、耳にする、こういった事件に対して、また違った見方が生まれてきたのも事実です。結論的には、裁判員になって良かったという気持ちで今おります。

**司会者：**2番の方、お願いします。

**裁判員経験者2：**まず最初に、裁判所から知らせが来たときは、何かしたのだろうかと思って、封筒を開けてみると、裁判員になるかもしれないとの知らせが入っていたわけで、その時はそのまま流してたんですけど、2通目ですか、そ

れからはちょっと深刻に考え出しまして、大変な場に自分に行かないといけな  
いんだ、どうしようかとか、いろいろ本当に悩みました。断ることもできまし  
たけど、知らない世界を少し経験をしたいというか、テレビとか新聞で見るよ  
りは実際に経験してみて、自分なりに感じる面があればいいかなと、また他の  
方にもいいアドバイスができると思いました。

でも、本当に大変でしたけど、仲間といいますか、裁判官や裁判員皆で話し  
合い、どうにかこうにか、皆に付いていけたとっております。これからこう  
いうふうな機会がどんどん増えることを私自身本当にいい経験をいたしました  
ので、裁判員制度をなくさないようにしていただきたいなと強く感じていま  
す。

**司会者**：3番の方、お願いします。

**裁判員経験者3**：率直な意見として、まさか当たると思わなかったというのが本  
音ですね。ここにまさか来るとも思ってなかったし、ここに来て絶対外れる  
なと思ってたのですが、蓋を開けてみたら当たってしまった時のあの落胆と  
いうのは今でも本当忘れないですね。先ほどの方も言われていたように重苦し  
いイメージっていうのですかね。私みたいのでいいのか、私らが本当に決めて  
いいのか、そういうのが実感でした。周りの方々に支えられ、バックアップし  
てもらって、自分なりの意見とかそういったものを含めて、最後はまとめても  
らったような感じでしたけれど、自分自身が描いていたのとはイメージが完全  
に違っていました。

やはりここで体験したことは、ちょっと普通では体験できない貴重な体験だ  
なと思いましたし、終わったときに本当にほっとしたというのが実感でした。  
もし、またの機会があれば、経験したことを生かして参加させていただきたい  
というのがありますし、できれば参加はしたくないですけど、やはり、2回よ  
り3回、3回より4回、そういう経験はだてにはならないのではないかとい  
うのが終わったときの私の感想でした。

**司会者**：ありがとうございます。4番の方、お願いします。

**裁判員経験者4**：裁判員裁判の通知が一番初めに手元に届いたときは、もう本当に正直驚きました。その瞬間に中身も読まずに、もうこれで選ばれたんだというふうに錯覚してしましまして、動揺したのを今でも覚えています。よく文面を読むと、裁判員裁判の候補の候補として選ばれましたという内容で、本当にほっとしてですね、それからしばらくは、まさか自分にこんな大役が当たるわけがないと、本当に日々普通に生活して過ごしていたんです。けれども、忘れた頃に呼出状が手元に届きまして、すぐ職場の上司に相談しましたところ、国民の義務だから行ってきなさいと背中を押され、それでも初めは前向きな気持ちにはなれず、もう自分には無理だという気持ちで選任の手續に参加しました。

その際に感じたことは、面接とか、当日のアンケートとか、一つ一つが本当に丁寧な対応というか、本当に柔軟な対応をしてくださり、当日、裁判所に向いたときに少し前向きな気持ちになれて、こういう機会は本当にやりたくてもやれない方もいらっしゃるわけですので、頑張っってその責任を果たしてみようかなという気持ちに切り替わりました。

裁判のときは、専門の知識も経験も関心もなかったんですけども、裁判長、また裁判官に一つ一つ本当にかみ砕いて説明していただいて、この裁判に参加できたことは本当に貴重な経験になったなというふうに感じております。

**司会者**：ありがとうございます。5番の方、お願いします。

**裁判員経験者5**：最初は不安もありましたけど、裁判官の方とかの話しやすい雰囲気もあり、すごく分かりにくいこともきちんと教えてくださってやりやすかったのです、参加してよかったです。

ただ、法律に無知で勉強もしたことないのに、そういう私が本当に裁判に携わって良かったのかなというのが、終わってからふつふつと湧いてきました。

**司会者**：6番の方、お願いします。

**裁判員経験者6**：裁判員裁判の通知が来た時に最初に思ったのは、自分のこれまでの経験を通して国民の義務として対応できるものであれば行きたいという思いがありました。自分がどのぐらいのものかというのを試したかった部分があります。ちなみに裁判の何日間かは本当に緊張の連続でして、冒頭陳述とか証拠調べとか、論告とかという、いろんな形のものを自分なりにどう理解して、最終的に自分の意見を出すのか、その過程が非常にやっぱり辛かったですね。何を意図して裁判を行っているかというのを、集中して理解するのに非常に苦労しました。しかし、ある程度の自分の経験とか常識を基にして、自分の意見を組み立てていくことが一番大事なことだと裁判を通して思いました。自分の意見をいかに皆さんと評議する中で共通の認識へと持っていくかというのを大事にしようと思いました。

最終的に、裁判官と裁判員の共通の認識ができて、ある程度の結論に至れた時に、私としては職務を全うできたなと思っておりましたので、今回の裁判員裁判に参加して、ある程度自分に課せられた責任は果たせたかなと思っております。

**司会者**：ありがとうございます。7番の方、お願いします。

**裁判員経験者7**：全般的な感想ですけれども、裁判所に行くのも、裁判にも経験がなかったので、裁判というのがどういう感じかなというのが全く分かりませんでした。よく裁判のテレビがありますけれども、テレビで出てくる裁判所のイメージというのは、非常にクールというか、弁護士さん、検察官、裁判官は非常に言葉巧みで、ちょっと冷たい感じのするイメージですけれども、実際に中に入ってみるとそうでもなくて、ちょっとこう温かみのある、結構人間味のある職場かなというふうな感じがしました。言い方とかもそんなにクールじゃなくて、説明も相手が分かりやすいようにじっくり話してくれて、裁判所に対する私の見方がちょっと変わったという意味で、非常にこう身近に感じました。納得いくような審理の仕方とか、そういうことでやっていきましたので。もっと

早くこういった制度ができていれば、国民一人一人がもっとこう裁判についての身近さを感じられるようになったと思います。

個人的には、ちょっと視野が広がったということで、非常によい経験をしたと本当に思っています。

### 3 裁判員裁判における各手続段階についての感想及び意見交換

#### (1) 選任手続について

**司会者**：ありがとうございました。

では、少し具体的な話に移らせていただきます。

まず、お話を聞きたいと思っているのは、選任手続と審理のスタートとの組合せのことです。審理のスタートというのは私たちが想像するよりもすごく緊張された状態で入られたのだらうと思います。選任の手続と法廷で行う手続のスタートの組合せ方は、朝の9時半に来ていただいて選任手続をして、その日の1時半から裁判に参加してもらおうというものから、選任の手続をした後、1日ないしはもう少し日にちを置いて裁判の手続が始まるというパターンもあります。それを踏まえて、当時の自分の緊張度合いなどを思い出していただいて、こういう日程の方がいいのかなというふうに感じるようなところがあれば、そこを是非お聞かせ願いたいと思います。

まず、4番の方から、選ばれて即審理というふうな流れについて、今お感じになることがあれば聞かせてもらえればと思います。

**裁判員経験者4**：選任手続当日は、実はその日勤務がありまして、もう午前中でおそらく終わると思いますということを、上司にも伝えていたんですが、裁判員に選出されまして、もう前もってこの日っていうのは分かってはいたんですけども、まさかこういう流れにというところがありまして、ちょっとびっくりはしました。今終わって振り返ってみると、午後からで良かったなというふうに思います。というのが、もし翌日や数日空けて審理となると、多分、自分自身の精神的なストレスというか、どういうふうな流れなんだろうというか、

緊張と不安とが継続したまま仕事も手に付かず、家庭のことも手に付かずということになったのではないだろうかかと想像しています。

すぐ審理に入れたことで、裁判の流れがですね、こういう形で行われるんだなということが本当にスムーズにすっと入ってきたと言いますか、私は選任手続から審理に入る日程で良かったなというふうには感じております。

**司会者**：ありがとうございます。では、5番の方の意見をお聞かせ願えますか。

**裁判員経験者5**：まず、初めてだったので、こういうやり方が当たり前、普通なんだと思ったので、違和感も何もなく、淡々と過ぎていった感じです。でも、こうやって聞かれると、その日はとりあえず選任で終わって、次の日から始めるというのも、心構えを持つためには、その日に審理をやらなくても良かったのかなというのを感じます。

**司会者**：ありがとうございました。別のパターンだった3番の方、この辺りはどうですか。

**裁判員経験者3**：今5番の方が言われたように、これが普通で、とにかくそれに従ってやるもんだと思ってましたから、それでよかったと思ってます。こういうやり方もあったんだと、今改めてそう聞いて、どっちがいいのかって言われたら、私は自分の経験した分で良かったなとは思ってますけど、それは人それぞれの考え方、捉え方もあると思いますけど、ちょっと何とも言えないかなと思いますね。

**司会者**：御自身も1件しか経験がないので、なかなか答えづらいと思いますが、ほかの方はどうですか。7番の方、お願いします。

**裁判員経験者7**：確か私たちは月曜日に集まって、月曜日で確定して、翌日から審理に入ったわけです。私の職場ですと、それが早過ぎて、決定されてからやっぱり3日か4日ぐらいあった方が、職場との関係では、流れがスムーズだったと思います。月曜日の夕方決まって翌日からということでしたので、結局、休暇中の仕事の段取りを職場の人に全部やってもらったというような経緯が

ありますので、できましたら、決定して審理に入るまでに、本当は1週間ぐらいあった方がいいんですけど、少なくとも3日間ぐらい欲しいなというのが実感です。

**司会者**：属しておられる職場との関係で、ちょっと間があいた方がいいという実態というのは結構多いのですか。そうでもないのでしょうか。

**裁判員経験者1**：私はもう自分だけの仕事ですから、そういうのはあまり問題ないですね。

**裁判員経験者6**：私が経験したのは、当日選任されて、翌日からというのでして、そういう流れの方がいいんじゃないかなっていう気はしますね。

**裁判員経験者1**：選任の制度に関してちょっといいですか。

**司会者**：結構ですよ。

**裁判員経験者1**：第一ラウンドで最高裁判所から郵便が来て、第二ラウンドで30人ほどここに集まって、その中から6人ぐらいが選ばれたと思うんですけど、半分以上が選ばれずに帰っていったわけですね。このところがちょっと疑問点なんです。大分市内に住んでいる人はいいと思うのですが、遠方に住んでる人がわざわざ時間を掛けて来て、外れた人の方が多いわけです。ほっとする人もいるかもしれませんが、そこまでして来たのに外れたという、恨みじゃないけど、裁判員制度に対する反感というのが多少出るんじゃないかなと。私は選ばれたからそういう印象はありませんけど、外れた人にとっては、やはりおもしろくないという面があると思うんですよ。だから、30人から6人じゃなくて、もうちょっと考えた方が裁判員制度に対する意識を高めるためにもいいんじゃないかなということをお感じしました。大変なものに当たったという気持ちを持つてる人が、よしやってやろうという気持ちで出てきて、何だこれという気持ちを持たせないためにも、第二ラウンドの選任手続は、ちょっと考えた方がいいんじゃないかなと思いますね。

それともう一つ、私の経験から言うとはですね、朝9時頃から始まるとなると

6時にはもう起きて出発準備しなくてはなりません。そして終わって帰ると自宅に着くのが夜8時を過ぎます。だから特急券使えますかって言ったら、100キロ以上でないから該当しないとされました。ただ距離的な面でやってたら、遠方の人に来るのは大変だろうと思うんです。まず断りたいという気持ちになると思うんです。だからそのところをもう少し柔軟性を持たせて対応できるようにしていただきたいというのが感想です。

**司会者**：ありがとうございました。2番の方、ございましたら、お願いします。

**裁判員経験者2**：私の場合はそんなに違和感なく、すんなり入れました。

## (2) 審理について

**司会者**：ありがとうございました。それでは、また先に移らせてもらいまして、法廷での手続のことについていろんなお話を聞かせていただければと思います。かなりの期間がたっておりますので困難かと思いますが、できるだけ当時の状況を思い出してお話しくだされればと思います。どんな小さなことでも結構です。気になったという程度のことでも結構ですので、御意見をお聞かせ願えればと思います。

まずは、冒頭陳述と言われている手続について聞かせていただきたいと思います。審理の割と初めのほうに、検察官と弁護人が10分ないし20分という、かなりまとまった時間をかけて事件の説明をするという場面があったところを思い出していただきたいと思います。

まず、声の大きさだとか話す速さとか、あと用いられた資料だとか、それと時間だとか、そういう外形的な事柄について、言わんとしていることがよく分かったかどうかという辺りの感想をお聞かせ願えればと思います。

1番の方と2番の方が関わられた事件はやり方がほかの方と違って、検察官は配布資料なしで話をされた後、資料を配られたという記憶です。そのような点を踏まえて、最初の検事さんと弁護士さんの説明に関しての印象をお聞かせ願えますか。

**裁判員経験者 1**：私たちの場合には検察側から事前の資料が配布されませんでした。いきなり法廷に行って事件の内容を聞かされるということだったので、素人の裁判員にとっては、あらかじめこういう事件かということを入れて検察官の陳述を聞いた方が分かりやすかったかなと思っています。それと、ちょっとやっぱり私たちの公判における検察官の話し方が、声が小さかったし、早口的な要素があったような印象を受けました。だからもう少しゆっくりと、あるいはさっき言いましたように、事前に資料が配られていたら、それを補足するような形でもって理解することができたんじゃないかなというふうに感じています。検察側に対する印象はそういうことでした。

弁護人については、特に意見はありません。

**司会者**：2番の方、お願いします。

**裁判員経験者 2**：検察官の話すのを聞いていると、聞きづらかったというより、すごく感情的になっていて、それでやっぱり聞き取りにくい場面も多々あったと思います。それに我々が動じることなく、みんなで話し合っただけで頑張った成果だと思っんですけど、そういう状態でした。

**司会者**：ありがとうございます。3番の方からもお願いできますか。

**裁判員経験者 3**：ちょっと記憶が曖昧になりますけど、やはり勉強不足というものもありますが、専門用語とかそういう知識がないものですから、これはどういうことなのかなという言葉の理解が終わってから、こういう意味ですかって質問したことを当時覚えてます。それで初めて理解した、納得したという感じですね。だから、あの場面で理解できたかというとはっきり言って理解できませんでした。後でかみ砕いて教えてもらって初めて納得した、そういうバックアップをしてくれたおかげで、スムーズにいったかなというのが当時の印象ですね。

**司会者**：資料の使い方とか、声の大きさ、速さというよりも、内容面で少しちょっと付いていくのが困難だという印象を受けた記憶ということになりますか。

**裁判員経験者 3**：そうですね。

**司会者**：ありがとうございました。4番の方、お願いします。

**裁判員経験者 4**：冒頭陳述は、検察側の方は声もはっきりしておりまして、内容説明も十分理解できました。弁護側だったと思うんですけど、少し声が小さかったように記憶にあります。内容については資料もありましたので、理解がやすかったです。

**司会者**：ありがとうございます。5番の方、お願いします。

**裁判員経験者 5**：検察官の方の声もはっきりしていて聞きやすかったですし、内容も分かりやすかったと記憶しております。弁護側も聞きやすかったです。

**司会者**：6番さん、お願いします。

**裁判員経験者 6**：冒頭陳述についてですね、検察側がしっかり中に書いておられましたので、ある程度のイメージ的なものはできたと思っております。

弁護側については、こちらは証明は要らないというような内容だったと思っております。何となく弁護とはこんなものかなというイメージはできました。

**司会者**：7番の方、お願いします。

**裁判員経験者 7**：弁護士側、検察側とも、メモを配布していただきまして非常に分かりやすかったです。

弁護士側の冒頭陳述で、ああなるほど、裁判とはそういったものなのかと思っただのは、裁判というのは、検察官と弁護士のどっちの主張が正しいかを判断することではなく、検察側の主張が本当に正しいかどうかを判断するんだということが分かりまして、弁護士側からは、裁判全体に対する裁判員の見方、考え方を提示されて私は非常に納得しました。

検察側の配布したプリントも非常によくまとめられておまして、争いのない事実関係とか争点がどうなっていて、立証方針がこうなっていくということがよく示されておりました。

先ほど言葉が難しいという発言がありましたが、用語集というものも配布されまして、素人の私たちにとっても分かりやすく、それでこう裁判に入っていたというような印象があります。

**司会者：**ちょっと視点を変えた話になるのですが、冒頭陳述というのが何を目的としたものなのかということについては、実際に冒頭陳述を聞いている時には大体、これ何のためにやってるんだということの理解はできていたような記憶がありますか。

5番の方、検察官が長く話し始めていて、これは何のためにやってるんだというような意識を当時持っていたかというのを思い出せますか。

**裁判員経験者5：**事実をまず述べられているんだろうなっていう感覚はありました。

**司会者：**事実と言われましたが、これがこの事件の本当の姿なんだという意識で聞いていましたか。

**裁判員経験者5：**弁護人の方が言われるまでは違いとかも分からなかったのですが、被害者側のことを言われてるわけで、大体流れとしてはこういう感じだという、事実までとは言えないんだけど、そういうことを言われてるんだろうなっていう感覚がありました。

**司会者：**5番の方が関わっていただいた事件では、双方の言い分が違っていて、弁護人の側からは被告人の言い分をベースにしたものが出てきて、それを聞くことによって、ここが問題なんだっていうような理解はされましたか。

**裁判員経験者5：**そうですね、争点という意味では何か分かったし、何を自分たちが考えないといけないのかということも分かりました。

**司会者：**同じ問いですみませんが、3番の方に伺いますけれども、冒頭陳述を聞いているときに、これが何のためのものだという意識を持ちながら聞いておられたのか、その辺はどうですか。

**裁判員経験者3：**私は聞いていて、大方こういう内容を説明してくれてる、そう

いうふうに捉えていました。お互いに食い違いがあれば、そこで疑問とかいろいろ出てきますけど、全くそういうのがなかったです。

**司会者**：仮定の話になりますが、弁護人からも何か訴えかけがあれば、当然そういうことも検討に入れて、検察官の言っていることが真実なのだというふうな聞き方はされてはおられなかったということになるんですか。

**裁判員経験者3**：そうですね。

**司会者**：ありがとうございます。

7番の方の御指摘は、ちょっと私たちが反省しなければいけないところかなと思っていて、立証責任などはもう少し、冒頭での裁判官の説明を詳しくしなければいけないなと思いました。ありがとうございました。

それでは、証拠調べの話に移らせていただきますが、まず、大雑把な問いかけで申し訳ないのですけれども、証拠調べについて、何か特に印象に残ってる、すごく分かりやすいな、逆にものすごく分かりにくかったみたいなこととか、あと、何かちょっと物足りないなと感じたようなところ、逆にちょっと細か過ぎる、これは詳し過ぎないかといったことを感じたとか、各々の方が参加された証拠調べで、まずそういうざっとした印象で結構です。何か特に印象に残っているというようなことがあればお聞かせ願えればと思うんですけども、7番の方からお願いできますか。

**裁判員経験者7**：私はですね、いろんな証人の方が来られて、言葉で発言されて、これはどうだこうだということで審理していくわけですが、一つ思ったのは流れですね。大きな流れを何かこうフローチャートの、難しいんでしょうけども、この流れがこう一つできて、それにこう枝葉を付けて、これは今こういう状況だというのが一つあったら、素人にとっては非常に分かりやすいんじゃないかなということを思いました。

というのは、後で、あの人たちはこう言ってたというのを審理するわけなんですけども、そのときにはっきりと実際に言ってたと、間違いないですねとい

うようなことを確認するためには、言葉ではなくて、書いて、確実なものにしていった方が普通の人にとっては分かりやすい、より納得ができるのではないかなというのの一つありました。

**司会者：**それでは、6番の方、思い出していただいでですね、かなり長い証拠調べをやった事件だったんですけども、すごく良かった、悪かったというようなそういうことで結構です。何か印象に残ってることをお願いします。

**裁判員経験者6：**私も証拠調べの時にですね、被告人と被害者がやっぱり言葉でしゃべることに非常に注目しておりましたんで、検察官が供述調書を調べる、それは事前に調べたことでしょうけど、法廷でやっぱり被害者の気持ち、被告人の気持ちを、ある程度直に聞きますと、かなり印象が違ったような気がします。そういう意味では、公の場で皆の前で、やはり当事者はしゃべる必要があるのかなと思いました。それでその時に言ったことと事前に言ったことの差異が必ず出ると思うんですね。だからそういう直にしゃべるのが公開の場では必要ではないかなと思いましたね。

**司会者：**同じ問いになります。5番の方、お願いします。

**裁判員経験者5：**何点か争点があったんですけども、被害者の写真があったので、争点に対して答えが出せた部分もあったので、写真は必要だなと思いました。

**司会者：**じゃあ4番の方、お願いします。

**裁判員経験者4：**私も視覚的情報が多くて、とても理解しやすかったです。ただ、被害者の方のけがですけども、あざとかだけでなく、顔が本当にはっきり分かる写真だったんで、被害者の方の心理的な状況とかも考えると、目のところだけでなく顔全部はっきり映すのはどうなのかなと。自分がもし被害者だったらというふうに考えたときに、やっぱり見られたくないなというものを少し感じました。

**司会者：**では3番の方、全般的な感想、印象をお願いします。

**裁判員経験者 3**：私らが担当した事件は、そういう写真的にはそんなきつさはなかったんですけど、もしそれが事件の内容によってはかなりきつい写真も見なきゃいけないとなると、人によっては尾を引く、何かそういう精神的なものに影響してくるんじゃないかなという印象を持ちました。被告人の話については、私が聞いてて、病気が絡んでいたもんですから、どうしてもそれが、本当なのかなという、そういう疑問を絶えず持ちながらずっと聞いてた印象があります。

**司会者**：ありがとうございます。では2番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 2**：私の場合は、そうですね、やっぱり写真で、遺体の写真を見せられた時がすごく印象に残っております。その目ですね、目を見ると、もうまた思い出します。

**司会者**：思い出させてしまって申し訳ございません。

**裁判員経験者 2**：目だけでも隠していただけたら有り難いなと思います。もう本夢に出て、それだけですね。私だけかもしれませんが、本当にそのところをもう少し考えていただければ、そのほかにはもう異存ありません。よかったと思います。

**司会者**：詳し過ぎるとか、物足りなかったという印象はありませんか。1番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 1**：提出された証拠に関しては十分であったという認識を持っています。ただ、今2番の方が言われたように、あまりにもこう残酷っていいですか、残酷っていいですかね、そういったような写真を見せられると、そのことだけが印象に残ってですね。ああいう写真があるからこそ評議の時にいろいろと議論できる一面もあるわけですけど、一般素人に見せる場合には少ししんしゃくした方がいいのかなというような印象も受けました。

**司会者**：他はよろしいですか。争点の解決にやはり写真は非常に役立ったという5番の方の意見などもありましたし、結局どんなものについてかということ

変わってくるんでしょうけれども、例えば犯行現場の状況であるとか、そういうもののイメージをつかむ上ではやはり写真や図面というのはすごく有意義だったということですかね。

ちょっと今、御遺体の写真を調べた事件についてお話があったのですが、かなりひどいけがをされてた事件、6番の方、7番の方は被害者の負傷状況の写真などについて何か特に感じたことはございますか。6番の方、どうですか。

**裁判員経験者6**：やっぱり事実は事実ですからですね、そのまま出していただいた方が私はいいと思います。そこにしんしゃくを入れちゃうと、後で合理的に判断できませんので、やっぱり事実は事実として提出すべきと思います。

**司会者**：7番の方、どうですか。

**裁判員経験者7**：私も事実は事実ですので、その写真が例えば本当に残酷な写真で非常に見づらいということであったとしても、一応こう裁判として審議をするということですので、やはりそれをこう客観的に見て事実がどうなってるということを知る方が大切だと思います。やっぱり見て判断すべきかなと思います。

**司会者**：いずれも必要であればという条件付きで、その辺りを含めて、多分2番の方は引っ掛かっておられるという気もするんですけども、例えば目を隠したものであってもいいのではないかというのは、それ以上のものが本当に必要なかということ考えた上での先ほどの御発言ということになるんですか。

**裁判員経験者2**：そうですね。

**司会者**：その他にですね、長く証拠を読み上げていて、それがちよつとこう何か分かりにくかったとか、しんどかったっていうふうな印象を持たれたというような方はおられませんか。1番の方、2番の方の事件の場合は結構長い朗読時間があったんですけども、どんな印象とか記憶ですか。

**裁判員経験者2**：私の場合は、写真の子供の目、こちらにこう訴えてくる目、もうそれだけです。

**司会者**：1番の方は、書類の長さだとか、全体の時間の感じだとかで何かこう思うところはあまりなかったですか。

**裁判員経験者1**：ちょっともう古いですからね。そこまで細かく覚えてないですね。

**司会者**：分かりました。それでは、書類の話から離れて、証人尋問や、被告人質問において、皆さんに後で直接質問をしてくださいという話をして、現に多くの方がそれをされておられた。その場면을ちょっと思い出していただいて、自分としては別に遠慮せず十分にできたというふうな感じなのか。もしできなかったのであれば、こんな点が原因でできなかったんだというようなところがあれば、聞かせてもらえればと思うんですが、どうでしょう。

**裁判員経験者1**：十分できました。

**裁判員経験者2**：全然できませんでした。というのが、私が6番で最後のほうだったもので、私のところに来るまでに質問というのが出てしまったからです。裁判員皆で話し合った中で出てくる意見なので、もうそれは仕方がないと思っております。

**司会者**：今の話は、休憩時間などに質問事項について若干、皆さんの意見を伺ったりして、その中である程度整理もされてるし、御自身の順番が後ろだったから、質問できなかったというようなことですかね。ありがとうございます。3番の方、どうでしょう。

**裁判員経験者3**：質問に関しては休憩のときに戻って皆で練り合わせて、結局、代表の方じゃないですけど、だれかが代表して質問するという形にしました。

申し訳ないですけど、何回も言いますけど、被告人の病気の話について、何かずっと疑問を抱きながら聞いていたという感じの3日間でしたね。

**司会者**：ちょっと記憶がはっきりしていないですけど、お尋ねになってみたのですか。

**裁判員経験者 3** : 多分やったと思います。内容はちょっと覚えてないですけど、ちょっと意地悪な質問じゃないですけどそういう感じで。

**司会者** : それを試みられたんですかね。

**裁判員経験者 3** : そうですね。ちょっと意地悪な質問じゃないですけど、そんな感じでした。内容はちょっと覚えてないですけど、質問した記憶はあります。

**司会者** : 疑問を持って尋ねてみたけれど、最終的に納得ができる答えにならなかったということなんですか。

**裁判員経験者 3** : そうですね。

**司会者** : ありがとうございます。4番の方、どうです。

**裁判員経験者 4** : 私は、質問に関しては休憩中に参加者の方と裁判官の方と話す中で、自分が気になる部分の意見を出して、裁判の際に質問させていただきました。

**司会者** : ありがとうございます。5番の方、お願いします。

**裁判員経験者 5** : 質問したんですけども、被告人の回答がちょっと物足りなく、聞き返したかったんですけど、相手もこっちを見てるし、目が合ってるし、正直ちょっと聞き返せなくて、終わってしまいました。後になって、ああ、やっぱり聞けばよかったなと思うんだけど、やっぱり相手も見てるし、覚えられたら嫌だなと思ってなかなか聞き返せなかったです。

**司会者** : 6番の方、どうでしょうかね。

**裁判員経験者 6** : 流れの中でやっぱりある程度メモしていかないと、被告人とかいろんな方の矛盾点がですね、なかなかこう把握できなかったというのがあります。ビデオテープで毎回見直してということができないわけですから、かなり集中して被告人の言葉をメモしていかないと、被告人に対して、あなたはどうだったんですかと本当は聞きたいんですけど、それを否定するからですね、非常にあの場面では納得いってないけれどと思いました。

**司会者** : 御自身が納得いかなかったことで、結論を出すことができなかったとか

そういうことではないのですね。

**裁判員経験者 6**：そういうことではないです。

**司会者**：ありがとうございます。7番の方、どうでしょうか。

**裁判員経験者 7**：私はですね、自由に質問しました。ほとんどの場面で自分がその場で尋ねましたから、十分できたと思っております。

**司会者**：自信を持って尋ねられた方もいるし、休憩時間などで皆さんで少しすり合わせしておくのが効果的だという意見が多かったような感じがします。

それで、人の話を直接法廷で聞くということについて、特にすごく分かりやすかったというような印象があるのか、逆に何か分かりにくかったというような印象があるのか、抽象的な問いかけで申し訳ないんですけども、何か6番の方、ございますか。

**裁判員経験者 6**：被告人の答弁がですね、非常にこう合理的じゃないという感じはありました。

**司会者**：逆に言うと、そういうふうに御自身として合理的じゃないという判断はつきやすかったということは言えるんですか。

当時この人をちょっと直接、法廷に来て話聞けたら良かったなというような人がおられたという記憶のある方はおられませんか。この人の話を法廷で聞いて質問してみたかったなというふうな人がいたと感じた記憶は特にはございませんか。大体、皆さん、御自身の事件では自分なりの納得ができる、解決を着けるための情報は証拠調べの中で得られたということでもいいですか。

それでは、次に移らせていただいて、最後のまとめの意見の場面、検察官の論告求刑と、それに対して弁護士が被告人を弁護する立場から意見を述べられた場面のやりとりについて、何か特に記憶に残っていること、良いというものでも、悪いというのでもいいですけども、何か御意見、御感想のある方はおられませんか。

**裁判員経験者 1**：あらかじめ準備した内容のものを一方的に話しているという、

そういう印象を受けました。だから私たちがその後いろんな形で評議する上で、検察側の出した意見に対して弁護側が、その件はこうじゃないですかとか、そこはこうでしょうというような、そういうことを法廷でやりとりしてもらえたら、以後の評議の参考に十分生かされるんじゃないかと思うんです。ただ、一方的に、あらかじめ作られた内容のものを述べるだけですから、私たち評議の段階では、多分こういう気持ちで言ったんでしようというぐらいにしか理解できてなかったんですね。だから法廷で検察側が意見を述べ、その意見に対して弁護側としてはどう思うと、検察側は、例えば弁護がちょっと的外れじゃないかとか、そういうふうなやりとりをして知識をもう少し増やしていただくとですね、評議の段階で十分それが生かされるんじゃないかということを感じました。

**司会者：**ありがとうございます。7番の方、どうでしょう。

**裁判員経験者7：**ちょっと抽象的になるんですけども、難しいなと思ったのは、客観的な事実がこうあって、犯人がいて、どういうふうな流れでいって、ただ実際にそういう行動を取ったのかどうかということの判定は分からないときがありますよね。だれが見ても、弁護士さんでも、検察官でも間違いない、もうこれは客観的な事実だというものだったらいんですけど、一方がいやこれは違うという場面があります。そういった可能性が幾つか出てくる場合、一つを選択をするときにどういうふうを選択をするのかというのが非常に難しいなというのを思いました。そのときの犯人とか被害者の心理が、やはり非常に裁判にとって重要なというのを改めてそのとき思ったんですけども、客観的に誰が見ても間違いないような心理がこうずっと流れていて、10分間か5分間か分からない状況があって、いろんな可能性があるけれども、じゃあどれが本当かという心理の流れの一貫性を考えて異論の出ないような判断をしていく、論理的な判断をしていくというのが非常に私も勉強になったというか、ここはやっぱり難しいところかなと思いました。私たち裁判員は素人ですので、

専門の方々の助言とか、そういったのがないと、やはりそこは難しいところかなということ非常に強く感じました。本当に客観的な事実はどうか、加害者がそう言ってる、それは本当かうそかというのを心理も考えて、全部の状況を考えて判定するのが非常に勉強になったし、難しいところだなというのが実感です。

**司会者：**それは実際の事件の中で聞いた論告や弁論というのはやっぱり結構有効で、判断の手がかりに満ちたものだったというふうなことですか。

### (3) 評議について

**司会者：**この辺りで評議の話をお聞かせいただければと思います。

まず、評議にかけた時間が長くてだらけてしまったとか、ちょっと短か過ぎて不十分だったよというふうな、そういう印象を持っておられる方というのは、7人の方の中でおられますか。どうでしょう。率直なところ。そういうことはあまりなかったですか。

それでは、御自身としては十分な意見を述べられたし、他の方も十分に話をしてくれていたように思うというような、そういう感想なのか、何かちょっと話し足りなかったところがあったし、ちょっと意見の出方も十分でなかったかなというふうに感じたとか、そういう思いを当時持たれたという記憶はございますか。どうでしょう。

**裁判員経験者7：**私たちは素人ですので、全く検討がつかない状態の時に、今までの事例、判例っていうんですかね、そういった判例において、こういった状況にはこういったことになっているというデータがありますので、そういったものが非常に参考になりました。それがなかったら多分、非常に感情的になって、例えばこう非常に惨忍な事件でしたら、もう即座に重い刑とかに結び付くかもしれないですけども、そのときに今までの判例を考えてみて、じゃあ頭をちょっと冷静にして考えましょうというふうなことで非常にためになったというのがあります。

**司会者**：今出た量刑データの話に、ちょっと限らせていただきますが、7番の方は割と好意的な御意見を述べられました。他の方はどうですかね。

**裁判員経験者1**：法曹関係者のように、事件慣れもしてないだけにですね、もう本当に何かこういうことがあると、これは死刑だと、30年だ40年だというふうな判定になりかねないと思うんですよ。分からなかったのは、検察官が何を根拠にして求刑を決めているか、それを下回る判決が多いと思うんですが、だからそこはどうなってるのかとかそういうところですね。裁判員がもう一番判断に苦しむところじゃないかと思います。

ですから、例えば、交通ルールのように、何をしたらマイナス何点とか、そういうものがない場合ですから、検察側が求刑する年数の根拠、そういったものを示していただき、それを基準にして評議していくというようなことをしたいなと思いました。結局私たちが参考にしたのは何かといたら判例なんですね。判例しかないわけです。だからそういうところをもう少し分かりやすく、こういう事件だからこういう刑になりますという形で十分話ができるような、そういう意見を出していただきたいなと思います。

**司会者**：データで決まったようなところにちょっと不満があるというような御意見ですか。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：他の方はどうでしょうか。5番の方はどうでしょうか。

**裁判員経験者5**：何かデータばかりを参考にしてしまうと、じゃあ裁判員の意味は何なのってなってしまうんで、かといってないと、感情的になって、もう死刑だとか、何十年だとかにもなりがちなんですけど、そこがちょっと難しいなっていう思いがありました。

**司会者**：御自身の事件のときはまあまあそういうのを見ながら、それを踏まえて裁判員の意味といったようなものを出せたかなとお思いですか。

**裁判員経験者5**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。どうですか。何か付け加えて、影響が強過ぎたというふうな感じはないですか。3番の方、お願いします。

**裁判員経験者3**：データは大いに参考になりました。一応、基準として参考にさせていただきます。

私が携わった事件の内容に関すると、身内の方が被害者になられてて、その方が明らかにもう許してもいいですよと、そういうふうに言っている事件だったもんですから、その基準というのが当てはまるのか当てはまらないのかという事件の内容でした。

**司会者**：最後に、審理とか評議の休憩について、何かお感じになられてるところがある方がおられれば聞かせていただきたいんですが。何か休憩に関して特段感じたことがある方がおられればと思うんですけど、それはあまりおられないですかね。

## 5 これから裁判員になられる方へのメッセージやアドバイス

**司会者**：検察官、弁護士の方で質問や確認したいことがございましたか。どうでしょうか、よろしいですか。

それでは、最後に、まとめて感じておられること、これから裁判員として選ばれる方たちに何かメッセージなどがあれば、併せてお聞かせ願えればと思います。

**裁判員経験者1**：義務といった消極的な捉え方ではなく、もっと積極的に自分から参加していこう、良くしていこうという姿勢があれば、こういう裁判員裁判にどんどん参加してほしいなと思うんです。必ず、今まで経験したことの無い知識あるいは考え方っていうものが身に付くと思います。是非積極的に参加してほしいと思います。

**司会者**：ありがとうございます。2番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者2**：この裁判に携わって、そのとき周りがもう少し気を使っていたら防げるものがあるんじゃないかっていうのを痛感いたしました。これは社会

全体が現在、隣は何をする人というような人が多くなった結果かもしれませんが、私は今回の裁判に関わって、改めて周りや近所、弱い者の少し力になればという気持ちが湧いてきて、今、満々でございます。ありがとうございます。

これから裁判員になる方に対しては、本当にせつかくのチャンス、本当に大切な経験だと思いますので、是非辞退しないように受けていただきたいというのが願いです。

**司会者**：ありがとうございます。3番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者3**：やる前とやった後の捉え方が、いろいろな面で変わってきたというのが実感です。ですから、裁判員に決まったときは、やっぱり皆さん重さを感じたんだと思うんですけど、選ばれて前向きに捉えたら、絶対何かプラスになるものが、得るものがあるんじゃないかなと私は思いました。

**裁判員経験者4**：この度は本当に貴重な経験をさせていただいて、ありがとうございました。また、自分が今回経験したことを、裁判員に今度なられる方や自分の身近な人たちにこの貴重な経験を伝えて、積極的にこの裁判員裁判に参加する気持ちになっていただくようなお話をしていかなければいけないというふうに責任も感じています。ありがとうございました。

**裁判員経験者5**：事件もいろいろですし、本当にやってみないと分からないですけど、裁判に携わる前と後では、自分自身いい方に変われたと思うので、是非これからの方たちには参加してほしいと思うのと同時に、参加しやすいように改善をいろいろしてほしいという気持ちもあります。

**司会者**：具体的に改善してほしい点があれば。

**裁判員経験者5**：私は専業主婦なんですけど、専業主婦や小さい子がいる人でも参加しやすいようなシステムとか、本当にいろんな方が参加しやすいようにケースバイケースで考えて改善して欲しいと思います。それと選任についてなんですけど、私が携わった事件の被告人は一緒の市なんですけれども、裁

判に携わった後に、意外と近いんだっていう意識が自分の中に出てきて、何年後かに出所されると思うんですけども、もし出所されて万が一出くわしたときに、ああ、どうしようとか、そういう思いが後から少しずつ出てきました。それを考えると、選任の在り方として、最低でも別の市の人から選ぶとか、そういうふうにすると若干何か参加しやすいのかなとも思いました。

**司会者**：ありがとうございます。6番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者6**：今まで自分は新聞報道でただ見ていた、聞いていただけですけども、裁判員裁判で当事者間のやりとりを見たときに、社会のモラルとか規律とかを守れる人と守れない人がいるんだというのが分かりました。やっぱりいろんな人がおられるんだなという認識はできました。これから裁判員になられる方については、今までそういう裁判に携わることがなかったんですけども、やっぱり勉強していく中でいろいろなことが分かってくる、そういう姿勢とか生き方とかというのは、また必要になってくるんじゃないかなと思えました。

**司会者**：7番の方、お願いします。

**裁判員経験者7**：友達とか知り合いに司法関係の人が全然いないもんですから、裁判所の中、裁判官の方、弁護士の方、検察の方、どういった方なのか話を聞いたこともなかったので、今回中に入って実際にこう自分でやってみて、こういう方々で、こういうやり方でやってるのかということ、非常に自分なりに身近になったというか、もっとクールなものかなと思っていたのですが、そんなに違わない、その辺を実際に感じとれたというような気がします。

実際に判決に至るまでのやり方も、資料の検討の仕方やそれぞれの意見の出し方とかは、企業の戦略会議と同じで、ただ、対象自体が違うだけというような感じがしました。裁判員制度に参加して非常に視野も広がって良かったなと思っています。

これから裁判員になる方もちょっとこう怖いとか嫌だとかという場合もある

ると思います。うちの女房も嫌だと言ってるんですけども、そうじゃなくて、やはり自分の視野を広げることが非常に大事だし、役立つものだと思いますので、ますますこうPRしてこの制度を広げていってほしいなと思います。

**司会者：**出席しております法律家の方からも今後参加される方へのメッセージなどをいただければと思います。

まず検察官からお願いいたします。

**検察官：**本日は貴重な御意見、どうもありがとうございました。

裁判員裁判によりまして、かなりの件数が審理されたわけでございますが、検察官といたしましても、この間に刑事裁判というのは従前に比べて非常に分かりやすいものに進化しつつあるというふうに感じています。

本日の御意見の中で、特に写真のことであるとか、いろいろ難しい問題はあるかと思えます。ただ、裁判員裁判をやるということは、より良い裁判を実現するのが目的でございます。そういうところで、今後裁判員になられる方の御負担もあろうかとは思いますが、検察官といたしましては、今後もより良い刑事裁判、より良い社会の実現に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

**司会者：**弁護士の方からお願いいたします。

**弁護士：**今日はお忙しい中、大変貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。今日印象に残ったこととして、いろいろ考えるところがあったんですけども、全体的に法律家に対する冷たいイメージが、実際入ってみて人間味のあるものだったと感じたというところについては、私自身とてもほっとした気分でした。今後とも御協力よろしくお願いいたします。

**裁判官：**本日は本当にお忙しい中、どうもありがとうございました。

私自身は、大分に来て約3年間、この裁判員裁判に携わってきましたけれども、今日皆さんのお話を聞いて、皆さんと評議をした時のことを思い出して、

本当に一つ一つの事件で皆さんとお話しさせていただいたことが私自身にとっても貴重な経験になってきたなどというふうに感じています。

先ほど、最後にメッセージということで皆さんにお話ししていただきましたけれども、良い経験をしたというふうにおっしゃっていただけたことを私自身も大変うれしく思います。裁判員裁判に携わってみて良かったと感じていただけたこともあれば、大変だと、やっぱりここは辛かったと、こんなところを直してほしいと思われたこともたくさんおありになったと思います。そういったことも含めて、是非周りの方とお話をしていただければというふうに思います。いい面、悪い面も合わせて、これからも裁判というものに関心を持っていただければというふうに思っています。本日はどうもありがとうございました。

## 6 質疑応答

**司会者：**それでは、報道機関の方から御質問があるということですので、代表の方からお願いいたします。

**読売新聞社：**今日はお忙しいところ、お疲れさまです。

報道から代表質問として、4つの質問をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目なんですけれども、裁判員制度について見直した方がいいと思う点があるかというところをお聞かせください。

**司会者：**先ほど出ていた話に付加して、ここを見直すべきという御感想、御意見をお持ちの方がいらっしゃれば、どうでしょうか。

**裁判員全員：**（回答なし）

**読売新聞社：**2点目の質問です。守秘義務があるということで、判決後も負担に感じるものがなかったのかということと、あと守秘義務の範囲について、どこからどこまでということを理解することができたのかというのを教えてください。

**司会者：**守秘義務について、私の方も説明しましたがけれども、話してはいけない

ことがあるんだよというふうに言われたことが重荷になってるような、そういうことは何かございましたか。

**裁判員経験者 1**：裁判は公開の形式で行われてますから、ほとんど秘密にしておかなければならないっていうようなことは意識的に出てきませんでした。

ただ、個人名を出しての意見ですか、それだけはやっぱり公表すべきじゃないという認識はありました。それ以外のことをほとんど意識することはありませんでした。

**司会者**：どなたか逆にちょっと守秘義務が気になったよというような方はどうでしょうか。

**裁判員経験者 5**：言わなければ別に大丈夫だと思ってたんで、別にそれほど負担にはなってなかったです。ただ、主人にどうしても休みを取ってもらわないといけなくて、会社に言うのもどうかなっていう思いはあったんですけども、うまく休みを取ってくれたので、別に私自身の負担になるということとはそんなになかったです。

**司会者**：審理が終わってから今日まで、特にもう感じるようなところはないですか。

**裁判員経験者 5**：そうですね、もうだれにも言ってないというか、被告人の方も同じ市内ですし、要らないことを言って広がってしまったらだめだな、言わないことが一番だっていう思いがあったので、言ってないです。

**司会者**：ほかどうでしょうかね。守秘義務の関係。それと私たちの説明が何かこう、分かりにくかったよというような、そういう観点からの守秘義務に関する意見とかお持ちの方。特によろしいですか。

**裁判員経験者 3**：私の場合は、もちろん休みを取るのに、何で休むかということで、周りの人にこういうことに参加するから休むと言うと、やっぱり興味がある方から聞かれます。ただ向こうも、ニュースとか新聞とかマスコミでも出て中身的なものは知ってましたから、守秘義務がありますのでちょっと勘弁して

くださいと言ったら、その辺は理解してくれたのが、私の場合の周りの反応でした。

**司会者**：この質問に関しては、この程度でよろしいですか。

**読売新聞社**：3番目の質問です。性犯罪など、対象外にした方がいいと思う事件はあったかということについて、それを具体的にこういう事件はこういう理由で外した方がいいという点をお聞かせいただきたいんですが。

**司会者**：4番の方、どうでしょう。裁判員制度で裁判すべきじゃないと思うような事件、これは何かお考えになるところはありますか。

**裁判員経験者4**：自分が参加した裁判員裁判の事案もそうなんですけども、やっぱり写真がああやって挙げられることに対して、自分が公平な判断をしなければいけない部分では見る必要があると私も思うんですが、一番やっぱり考えなければいけないのは、被害者の方の気持ちで、そこがすごく気になります。

性犯罪とかに関しては、やっぱり裁判員裁判では例外として行わない方がいいんじゃないかなという考えです。

**司会者**：5番の方、どうですか。

**裁判員経験者5**：今4番の方が言われたように、被害者の方のことを考えると止めた方がいいという部分もあるとは思いますが、私自身、そういう要素のある事件に携わったんですけど、逆に参加して良かったなと思ってます。どういう点が良かったのかというと、犯罪者の意識っていうんですか、ああ、こういうふうに考えているんだとかというのも分かったし、それを裁判員で経験して人にもいろいろ教えてあげられるという面から、参加して良かったなっていう部分があります。

裁判員から外した方がいいと思う内容については、殺人事件とかえぐ過ぎるような事件は外していただけるとちょっと有り難いのかなと思います。

**読売新聞社**：4番目の質問に移ります。これは1点目の制度について見直した方がいいと思う点にちょっと関係してくるんですが、裁判で数日間拘束されるこ

とで仕事への影響はなかったのかということと、あと精神的な負担はなかったのかという2点をお願いします。

**裁判員経験者7**：1週間ぐらい拘束されますので、当然1週間分の影響が出てきますけど、それは別に特に負担というほどではありませんでした。

それと、精神的な負担というのは、個人的にはこういう制度に参加できて、非常にいい経験になったと喜んでいきますので、精神的な負担は感じていません。

**裁判員経験者6**：私は現役退職しておりますので、仕事上は全く問題ございませんでした。

それから、精神的については、かなりのプレッシャーはあります。

でも、何かに自分の経験が役に立てばというものがありましたし、ある程度、プレッシャーを乗り越えたいというのがありました。

**裁判員経験者5**：私は仕事をしてなくて、専業主婦なので、仕事上の負担はなかったんですけど、主人に休みを取ってもらうということで、主人に大変申し訳なかったなと思いました。ただ、理解のある職場で良かったと思っています。

精神的な負担については、私自身、裁判員裁判にすごく興味があったし、そこまで負担はありませんでした。ただ、知識がないからよく分からないというところがありました。

**裁判員経験者4**：初日の裁判員に選出される日に、もし選出されたらそこから数日間拘束されるわけで、それはあらかじめ文書では把握できてる内容なんですけれども、もし裁判員にならないときは午後から勤務ができるわけで、実は裁判員にはもうならないだろうという予想の上で、1日目の勤務体制も職場にお願いしておりませんでした。結局は職場や同僚とかに迷惑が掛かってしまったんですけども、それは後日、自分の裁判員の貴重な経験を話すことで、本当に周りに、裁判員を経験してる者はいませんで、本当に私の話をみんな耳を傾けて真剣に聞いてくれて、いい経験をしたねというふうに周りからも言われま

した。

精神的な部分なんですけども、これは本当に大変勉強になっていい経験をさせていただいて、特に精神的に苦痛だったなと思うことはありませんでした。一つ守秘義務のところなんですけれども、評議の詳しい内容であるとかは言えないですけども、周りの守秘義務に対する誤解が大きいなというふうに感じました。もう守秘義務があつて裁判員裁判は大変みたいなものすごく大げさにかなり周りから言われたときに、いや違うんですよということを、その都度説明して、裁判員裁判に対する偏見というか誤解の部分を経験者の方々が一つ一つこう経験されてない方に伝えていく必要があるなというふうに強く感じております。

**裁判員経験者 3**：あらかじめ分かっているのですが、三、四日だったら仕事を休むことが可能かなと思います。これが長ければ長くなるほど、ちょっとその辺はどうなのかなという気はしました。

普通に生活してる中で、こういう場面には接することはなかなかできないんですけど、私自身、参加して得るものがあつた、プラスになるものがあつたと、終わってみて実感しています。

**裁判員経験者 2**：仕事の拘束という点に関しては、私自身はありませんでした。

精神的な負担っていうことについては、確かにありましたけど、他の裁判員の方や裁判官の方たちに力を借りまして、どうにか抜けられたというのが正直な話でございまして、別に流れとしては良かったと自分では感じております。

**裁判員経験者 1**：私もそれほどキャストイングボードを握っているような仕事をしてませんので、仕事に関わるということとはもう一切関係なかったですね。ただ、私たちのような高齢者じゃなくてですね、実際には若い人たち、30代40代の人を中心に、こういう裁判員に関わってほしいなというのが個人的な気持ちです。

それから、守秘義務に関しましては、世間の人の方が賢いです。こういうこ

とをしてるということを話してももう聞いてきません。言っちゃいけないことがあるんだろうねっていうぐらいのことで、向こうの方が気を利かしてくれま  
す。だからそこはもう心配する必要は一切ないと考えております。

**読売新聞社**：以上です。ありがとうございました。

**司会者**：どうも本当に長時間ありがとうございました。

最初にも申しましたが、本当に改めて皆さんの誠実さと公的なものに対する  
参加意識の高さ、知的関心と理解力の高さ、そういうものを認識させていただ  
きました。非常に有り難い機会をまた得られたと思っています。

本日はどうもありがとうございました。

以 上